

各課（室・所）長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における  
教職員の新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることとされました。この位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針は廃止されることとなります。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇（事故休暇）の取扱いや新型コロナワクチン接種に係る特別休暇・職務専念義務免除の取扱い、教職員の感染が確認された場合や濃厚接触者となった場合の教育政策課への報告については、令和5年5月7日までの対応となりますので、所属教職員への周知をお願いします。

なお、次の各通知については、令和5年5月7日をもって廃止します。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて  
（令和2年3月2日付け教政第322号・教教第876号）
- ②教職員における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について  
（令和3年4月12日付け教政第25号）
- ③新型コロナワクチン接種を受ける場合等におけるサービスの取扱いについて  
（令和3年6月17日教政第93号・教教第217号）